

つきましては、下記の事項に御留意の上、今後実施予定の運動会・体育祭等の健康安全、体育的行事における事故防止に万全を期すよう御配慮をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管内各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

1 児童生徒の実態に即した種目の選定

運動会・体育祭等の体育的行事においては、児童生徒の発達段階及び実態に即した種目及び内容を選定すること。

また、危険度が低いとみられる種目であっても、適切な人数の教員を配置するなど、児童生徒の安全確保に最大限配慮すること。

2 十分な練習時間の確保と計画的な指導の実施

児童生徒の安全確保を最優先した指導計画を作成するとともに、十分な練習時間を確保すること。

3 危険発生時の予測と安全確保の徹底

活動に際しては、強風、落雷や竜巻等の気象状況に十分留意して、運動の内容や方法を定めること。屋外での活動中に強風、落雷や竜巻等の予兆があり、少しでも危険性がある場合は躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性が無くなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断し、対応すること。

4 児童生徒の健康状態の把握と、活動前・活動中・活動後の健康観察の徹底

日常の健康観察とともに、行事前の臨時的健康診断や活動開始前・活動中・活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、健康状態を把握すること。

また、児童生徒が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導すること。

5 感染症予防対策の徹底

身体的距離の確保、活動前後の手洗い、タオルの共有禁止など、感染症予防対策の徹底を図るとともに、感染リスクの高い運動（児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり、接触したりする運動）については、地域の感染状況を踏まえ、実施について慎重に検討すること。

6 緊急対応マニュアルの作成と検証

各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順の共通理解を図るために、「事故発生時の緊急対応マニュアル」の作成、検証を行うこと。また、教職員・生徒を対象に、救急法講習会等を実施し、心肺蘇生法やAEDの使い方を身に付けておくこと。

7 事故発生時の迅速かつ適切な対応とAEDの設置及び携行

各学校の「事故発生時の緊急対応マニュアル」に基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。

AEDの設置場所を必ず表示し、外部の方にも分かるようにすること。特に体育的行事においては、AEDを携行すること。(状況に応じて、複数台を用意すること。)

8 AEDの使用法の確認と定期点検

AEDの操作方法について毎年度、定期的な実技講習等を行うとともに、定期的にAEDのバッテリー、消耗品(パッド等)の点検を行い、いつでも使用可能にしておくこと。

9 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

心肺停止状態の疑いのある状況では、躊躇することなくAEDを使用すること。

また、心肺機能の回復が確認されるまで、AEDの音声指示に従い複数回使用するとともに、事故発生時には時系列に順じて、状況や対応を正確に把握し記録を残すこと。

※ 令和2年度に実施しました「運動会・体育祭等における組体操・騎馬戦等の調査について」の結果を、別紙1～3にて再度お知らせいたします。(令和2年7月1日付け教保体第404号にて通知済)

つきましては、別紙資料及び各校の児童生徒の実態等を基に、今年度の計画立案や安全対策等の見直しの参考にしてください。

別紙1

運動会・体育祭等における組体操の実施状況調査結果

【小学校】

	平成30年度 (704校中)	令和元年度 (703校中)	令和2年度 (703校中)	増減 (H30とR1の比較)	増減 (R1とR2の比較)
組体操実施校数	562 (79.8%)	569 (80.9%)	444 (63.2%)	+7 (1.1%)	-125 (-17.8%)
ピラミッド実施校数	477 (67.8%)	479 (68.1%)	374 (53.2%)	+2 (0.4%)	-105 (-14.9%)
6段以上のピラミッド実施校数	17 (2.4%)	11 (1.6%)	2 (0.3%)	-6 (-0.9%)	-9 (-1.3%)
タワー実施校数	330 (46.9%)	276 (39.3%)	217 (30.9%)	-54 (-7.6%)	-59 (-8.4%)
4段以上のタワー実施校数	18 (2.6%)	9 (1.3%)	5 (0.7%)	-9 (-1.3%)	-4 (-0.6%)

【中学校】

	平成30年度 (357校中)	令和元年度 (356校中)	令和2年度 (357校中)	増減 (H30とR1の比較)	増減 (R1とR2の比較)
組体操実施校数	68 (19.0%)	60 (16.9%)	32 (9.0%)	-8 (-2.2%)	-28 (-7.9%)
ピラミッド実施校数	63 (17.6%)	55 (15.4%)	29 (8.1%)	-8 (-2.2%)	-26 (-7.3%)
6段以上のピラミッド実施校数	7 (2.0%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	-2 (-0.6%)	-4 (-1.1%)
タワー実施校数	42 (11.8%)	40 (11.2%)	21 (5.9%)	-2 (-0.5%)	-19 (-5.4%)
4段以上のタワー実施校数	4 (1.1%)	3 (0.8%)	2 (0.6%)	-1 (-0.3%)	-1 (-0.3%)

【高等学校等】(公立高等学校・公立特別支援学校)

	平成30年度 (179校中)	令和元年度 (179校中)	令和2年度 (179校中)	増減 (H30とR1の比較)	増減 (R1とR2の比較)
組体操実施校数	17 (9.5%)	15 (8.4%)	12 (6.7%)	-2 (-1.1%)	-3 (-1.7%)
ピラミッド実施校数	15 (8.4%)	11 (6.1%)	8 (4.5%)	-4 (-2.2%)	-3 (-1.7%)
6段以上のピラミッド実施校数	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-1 (-0.6%)	0 (0.0%)
タワー実施校数	11 (6.1%)	11 (6.1%)	7 (3.9%)	+0 (0.0%)	-4 (-2.2%)
4段以上のタワー実施校数	4 (2.2%)	3 (1.7%)	2 (1.1%)	-1 (-0.6%)	-1 (-0.6%)

※1 組体操には、ピラミッドやタワーをはじめ、2～3人で組む群立なども含む。
 ※2 組体操実施校数は、単独でピラミッド又はタワーを実施した学校と、その両方を実施した学校を含む。
 ※3 令和2年度は計画数である。

別紙2

令和元年度 組体操におけるピラミッド、タワーによる怪我の発生状況
(練習中を含む)

【小学校】703校中(義務教育学校前期課程含) ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
ピラミッド	479(+2)	34(+3)	7.1%(+0.6)
タワー	276(-54)	22(-2)	8.0%(+0.7)

<怪我の内訳> ※()内はH30比

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
ピラミッド	5(-2)	0(0)	32(-6)	12(+3)	53(+1)	2(+2)	104(-2)
タワー	0(-3)	0(0)	21(-9)	7(+1)	24(+2)	0(0)	52(-9)
入院件数※	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

【中学校】356校中(義務教育学校後期課程含) ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
ピラミッド	60(-3)	19(-6)	31.7%(-8.0)
タワー	40(-2)	5(-5)	12.5%(-11.3)

<怪我の内訳> ※()内はH30比

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
ピラミッド	4(-2)	0(0)	26(-6)	11(+1)	34(-26)	0(-1)	75(-37)
タワー	3(+2)	0(0)	5(-5)	0(-3)	4(-3)	1(-2)	13(-11)
入院件数※	1(+1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(+1)

【高等学校、特別支援学校】179校中 ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
ピラミッド	11(-4)	1(-2)	9.1%(-10.9)
タワー	11(0)	1(-1)	9.1%(-9.1)

<怪我の内訳> ※()内はH29比

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
ピラミッド	1(0)	0(0)	1(-4)	0(-2)	0(-3)	0(0)	2(-9)
タワー	0(0)	0(0)	1(-1)	0(-1)	0(0)	0(0)	1(-2)
入院件数※	1(+1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(+1)

※入院件数は、ピラミッド、タワーの合計した数の内数。

別紙3

令和元年度 騎馬戦、ムカデ競走、棒倒し等による怪我の発生状況
(練習中を含む)

【小学校】703校中(義務教育学校前期課程含) ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
騎馬戦	256(-39)	36(-9)	14.1%(-1.2)
ムカデ競走	20(+3)	2(+2)	10.0%(+10.0)
棒倒し等	14(0)	2(0)	14.3%(0)

<怪我の内訳> ※()内はH30比

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
騎馬戦	4(-4)	0(0)	11(0)	2(0)	36(-30)	5(+3)	58(-31)
ムカデ競走	0(0)	0(0)	1(+1)	0(0)	2(+2)	0(0)	3(+3)
棒倒し等	0(0)	0(0)	4(+4)	1(+1)	6(-12)	0(0)	11(-7)
入院件数※	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

【中学校】356校中(義務教育学校後期課程含) ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
騎馬戦	16(-3)	5(-1)	31.3%(+0.1)
ムカデ競走	231(+5)	114(-6)	49.4%(-3.7)
棒倒し等	11(+2)	6(0)	54.5%(+12.2)

<怪我の内訳> ※()内はH30比

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
騎馬戦	0(-1)	0(0)	2(+2)	0(0)	14(+2)	0(0)	16(+3)
ムカデ競走	8(-2)	0(0)	36(+4)	63(+33)	726(-182)	4(+3)	837(-144)
棒倒し等	0(0)	0(0)	3(+1)	2(+2)	17(+8)	0(0)	22(+11)
入院件数※	1(+1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(+1)

【高等学校、特別支援学校】179校中 ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
騎馬戦	50(-2)	12(-1)	24.0%(-1.0)
ムカデ競走	56(-1)	12(-2)	21.4%(-3.2)
棒倒し等	24(+6)	11(+1)	45.8%(-9.8)

<怪我の内訳> ※()内はH30比

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
騎馬戦	0(-1)	0(0)	7(-2)	2(-1)	22(+10)	6(+1)	37(+7)
ムカデ競走	0(0)	0(0)	1(0)	6(+3)	66(+6)	0(-1)	73(+8)
棒倒し等	0(-3)	1(+1)	10(-14)	0(-4)	32(-13)	6(+2)	49(-31)
入院件数※	1(+1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(-1)	1(0)

※入院件数は、騎馬戦、ムカデ競走、棒倒し等の合計した数の内数

持久走、強歩大会等の事故防止について
(通知)

【教保体第1675号】
平成31年2月21日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止については、日頃、特段の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、平成27年度に発生した県立高等学校における強歩大会の事故については、過日結審し、その中で「予め適切な救護体制を構築する注意義務があったのにこれを怠った過失を認めることができる」との指摘がありました。

つきましては、各学校における持久走、強歩大会等の開催に当たっては、平成30年4月2日付け教保体第21号「体育的活動時における事故防止について(通知)」及び「平成30年度学校体育必携第59号」(体育関係主要通知・通達)等を確認するとともに、下記の内容を十分検討の上、事故防止及び緊急時の対応について万全の救護体制を構築するようお願いいたします。

また、参考資料として、事故発生時を想定した研修会の実践例を添付しております。各学校におけるAED研修会や心肺蘇生法研修会等が、連絡体制の確認や実際の場面を想定した実践的な取組となるよう参考としてください。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

1 開催内容や運営方法について

(1) 走行距離や制限時間等の検討

持久走、強歩大会等を開催するねらいや目的を明確にし、参加する児童生徒の能力や身体的負担等を考慮し、毎年度、走行距離や制限時間等について見直しを検討する。

(2) コースの検討

学校の周回路や校外における活動を実施する際には、あらかじめ活動場所の下見を行い、コース上の危険箇所や救護活動の妨げになるような障害の有無について確認し、必要に応じた対策を講じる。

その際、コース上に児童生徒の集団や一般の自転車、歩行者等が走行していることなどを踏まえた上で、AED等の設置場所や搬送ルート、搬送手段や方法などを具体的に検討する。

(3) 活動時期の検討

近年の急激な気象条件(落雷・強風・大雨・高温等)の変化に鑑み、ねらいや目的、活動内容等に適した活動時期について検討

する。

2 生徒の体調等に応じた適切な指導について

(1) 児童生徒の健康状態等の把握

授業における長距離走や持久走、強歩大会等を実施するに当たっては、日常の健康観察とともに、活動前・活動中、活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、健康状態や配慮すべき事項等を把握する。

(2) 健康相談や健康診断結果等の活用と情報共有

持久走、強歩大会等を実施するに当たっては、健康診断の結果の確認や必要に応じて学校医の健康相談を実施するなど、きめ細やかな健康管理に努め、健康状態や配慮すべき事項等については、教職員間で情報を共有する。

(3) 参加する児童生徒への配慮

参加する児童生徒の体力や能力、健康状態等によっては、個別に走行距離や制限時間等の設定を軽減したり、参加を見合わせたりするなどを慎重に判断し、安全に活動が行われるよう配慮する。

3 事故発生に備えた具体的な対応策等について

(1) AED の設置について

持久走、強歩大会等を実施するに当たっては、活動の広さや範囲に応じて、AEDを複数台携行し、コース上の適切な場所に配置する。

(2) 救護体制の構築について

ア 「緊急時対応マニュアル」の作成及び検証について

事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るために、「緊急時対応マニュアル」を作成する。

また、開催内容や運営方法等の見直しを図る際には、同時に「緊急時対応マニュアル」の検証も行い、常に迅速かつ適切な対応がとれるようにする。

イ 指揮監督者及びその代理者の決定について

救護体制を構築するに当たり、AEDの手配等を指揮する指揮監督者及び代理順位を含めて決めた上で、その連絡先については周知徹底を図る。

ウ 通報や指揮連絡体制の徹底について

事故発生を覚知した教職員が必要に応じて速やかに119番通報や指揮監督者に連絡したり、指揮監督者が事故現場に近いAED設置場所に常駐している教職員に連絡したりできるよう、全教職員に携帯電話の携行を義務付けるなど、連絡手段を整備する。

また、事故を覚知した教職員が報告する内容や指揮監督者が聞き取りをすべき情報(学年、クラス、氏名、事故の状況、傷病者の様子など)を迅速かつ円滑に伝達しやすい記録用紙などを作成し、「緊

急時対応マニュアル」に差し込んでおく。

エ 搬送ルートや搬送手段、方法の検討と周知について

コース上の障害等を踏まえ、一般道も含めたAED等の搬送ルートや搬送手段、方法を決めた上で、コース図などに明示するなどして教職員への周知徹底を図る。

オ 救急法講習会等の実施について

教職員・児童生徒を対象に、定期的な救急法講習会等を開催し、緊急時にAEDの使用を含めた迅速かつ適切な対応が図れるよう努める。

その際、緊急連絡体制に沿った情報伝達、組織的な指揮系統、AEDの搬送ルートや搬送手段、方法などについて、活動現場を想定した実践・確認を行うようにする。

体育活動及び運動部活動における事故防止の徹底について(通知)

〔教保体第354号〕
平成25年6月7日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

体育活動及び運動部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、4月末、県西部の県立高等学校の運動部活動中、学校に隣接する道路において、ハンマー投げの練習をしたことにより、部員同士の重傷事故が発生いたしました。

このことについては、5月の県立高等学校長協会理事会で、別紙の通り指導をお願いしたところですが、このたび、県南部の県立高等学校において、上記同様、学校に隣接する道路で、メディシンボール(重さ4kg)を使用した練習をしたことにより、一般県民の方に大怪我を負わせる重大事故が発生いたしました。

つきましては、改めて、体育活動及び運動部活動における安全対策及び指導体制等を再点検するとともに、下記事項について、指導の徹底をお願いします。

記

- 1 今後、学校に隣接する道路等において、器具・用具を持ち出しての「打つ」「投げる」「蹴る」等の練習を、禁止とすること。
- 2 学校周回の道路を利用してランニング等を行う際には、通行中の方々に配慮するとともに、安全に十分留意すること。

体育的活動時における事故防止の徹底について (通知)

〔教保体第197号〕
〔令和3年4月23日〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止については、日頃から格別の御配慮をいただいているところですが、昨日、県立高等学校において、部活動中に強風によりネットが倒れ、生徒が緊急搬送される事案が発生しております。

つきましては、下記事項について、改めて指導の徹底をお願いいたします。

また、令和3年4月1日付教保体第9号「体育的活動時における事故防止について (通知)」等を確認の上、改めて、児童生徒、指導者その他関係者に対して、事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分御留意いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

参考

令和3年4月1日付教保体第9号「体育的活動時における事故防止について (通知)」から抜粋 (一部強調)

1 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

使用する施設・設備等の安全点検を実施し、破損やボルトの緩み等の危険がないか必ず確認すること。特に、防球ネットやサッカーゴール等については、強風等で転倒しないようにしっかりと固定されているか確認すること。

添付資料 (参考)

平成25年9月6日付教保体第767号

「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について (通知)」(写)

平成29年1月16日付教保体第1771号

「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について (通知)」(写)

㊦ サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について (通知)

〔教保体第767号〕
〔平成25年9月6日〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育活動及び運動部活動における事故防止については、日頃から御配慮いただいているところですが、平成25年9月4日付け、文部科学省スポーツ・青少年局参事官 (体育・青少年スポーツ担当) から、別添写しのとおり通知がありました。

このことにつきましては、これまでも通知等により事故防止の徹底をお願いしてまいりましたが、改めて、児童生徒、指導者その他の関係者に対して、事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に御留意いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

㊦ サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について (通知)

〔事務連絡〕
〔平成25年9月4日〕

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官 (体育・青少年スポーツ担当)

サッカーゴール等の転倒による事故防止については、当省では、「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月)、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月)、「学校における体育活動中の事故防止について」(平成24年7月)において、事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところ

です。
しかし、本年度、当省で把握できたものでも、

体育活動、スポーツ活動中において、サッカーゴールのクロスバーに生徒がぶら下がり、ゴールが転倒したために生徒が死亡するなどの重大な事故が複数発生しております。

については、別添の資料も参考として、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会関係課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

別添

サッカーゴール等の取扱いについて

「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月)

【主な記載内容】

- ・移動式のサッカーゴール、バスケットボールゴール等による事故が発生しないよう、固定方法等に配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール、バスケットボールやテント等が、強風や児童生徒等の力により転倒しないように、杭等により固定したり、十分な重さと数の砂袋等で安定させたりする等、転倒防止のため配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール等重量のある移動式の器具の移動時における事故を防止するため、教員等が指導した上で、安全に移動させることが可能な人数を集めることや、経路の安全性を事前に確認する等、配慮することが有効である。

学校安全参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(平成22年3月改訂)

【主な記載内容】

- ・サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」(平成24年7月)

【主な記載内容】

- ・体育科・保健体育科の授業や運動部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と児童生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切

である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。

- ・最近では、用具については安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきているが、それでもなお保管方法や管理方法の周知徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすると事故が発生する。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。
- ・学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。

㊦ ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について(通知)

【教保体第1771号】
平成29年1月16日

市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、体育活動及び運動部活動における事故防止について、日頃から御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、平成29年1月13日付けでスポーツ庁政策課学校体育室から、別添写しのとおり通知がありました。

このことにつきましては、平成25年9月6日付け教保体第767号「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について(通知)」、平成28年3月31日付け教保体第2043号「体育活動時における事故防止について(通知)」等により事故防止の徹底をお願いしてまいりましたが、改めて、児童生徒、指導者、その他の関係者に対して、事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検を確実に実施し、事故防止のための措置に十分御留意いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるよう重ねてお願いいたします。

㊦ ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（通知）

〔事務連絡〕
平成29年1月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

本日、福岡県の小学校において、体育の授業中、ハンドボールのゴールに児童がぶら下がり、ゴールが転倒したために児童が死亡するという事故の報告がありました。

本事故については詳細を確認中ですが、改めて、教職員、児童生徒その他の関係者に対して事故防止に必要な安全指導を徹底されるとともに、施設設備等の点検など事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。その際、別添の資料を参考とし、転倒防止のための配慮や破損の有無の確認などに留意願います。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

※別添資料は H25.9.6教保体第767号と同一のため省略

運動部活動時等における事故防止の徹底について（通知）

〔教保体第550号〕
平成21年6月29日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

運動部活動等における事故防止については、日ごろより御配慮いただいているところでございますが、平成21年度においても、学校生活に支障をきたすような学校事故が発生している状

況にあります。

については、長期休業を控え、改めて平成21年4月2日付け教保体第8-2号「体育活動時における事故防止について（通知）」（高等学校へ通知）、「平成21年度学校体育必携第50号」（体育関係主要通知・通達）を確認、参照の上、特に下記の事項に留意し、指導の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

1 校外合宿を実施するに当たって

(1) 校長をはじめとする、指導組織・危機管理体制を確立し、関係教職員全員が連絡を密にし、協力して指導の徹底を図れるようにすること。また、練習場所、宿泊施設等においては、AEDの設置場所の確認や周辺の病院等の把握をしておくこと。

(2) 合宿計画は、練習内容・活動時間・休養日等を明確にし、短時間で最大効果の上がる練習を工夫し、無理のない活動計画を作成するとともに、生徒並びに保護者へその計画を事前に知らせておくこと。

(3) 校外行事実施届けは、期限厳守で提出すること。（合宿実施20日前必着）なお、登山の実施届・登山計画書は、登山活動検討委員会を経るので余裕を持って提出すること。

(4) 生徒の健康状態や、体力・技能を十分把握すること。
特に、学校生活及び運動部活動に慣れていない新入生や、入部間もない生徒の健康状況の把握について特段留意すること。

2 落雷事故の防止について

(1) 活動に際しては、当日の天気予報について、特に大雨や雷雲の発生について事前に調べておくとともに、活動中止の判断を行う責任者を事前に決めておくこと。

(2) 屋外での活動中に落雷の予兆があり、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断すること。

(3) 児童生徒にはあらかじめ避難場所を周知するとともに、活動場所の状況確認を行わせること。

※参考資料：日本大気電気学会発行「雷から身を守るには—安全対策 Q&A—改訂版」
（<http://www18.ocn.ne.jp/m.f.a/kaminarihogo.pdf>）

3 新型インフルエンザなどの感染症の発生について

(1) 世界的に発生している新型インフルエンザについては、海外からの帰国者のほか、海外渡航歴のない者であっても感染が確認されている。このため、休業中であっても引き続き活動前の健康観察やうがい・手洗

い励行などの実施に努めること。

- (2) 新型インフルエンザが部活動の部員から発生し、部員に感染の機会がある場合は、当該部活動については校外活動を含め概ね7日間は中止とすること。また、その他の感染症であっても、感染の拡大の恐れがある場合は、校外活動などは中止すること。

4 熱中症の防止について

- (1) 学校の管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものである。暑い季節の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとること。
- (2) 水分を補給しないと脱水状態になり、体温調節や運動能力が低下するので、暑いときは、一人一人の状況に応じてこまめに水を補給すること。また、汗には塩分が含まれるため、0.2%程度の食塩水（スポーツドリンク等の利用）の補給を行うこと。
- (3) 熱中症の事故は、梅雨明けなど急に暑くなり、身体が暑さに慣れてない時に多く発生する傾向があるので、暑さに慣れるまでは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に身体を慣らすこと。
- (4) 暑いときは、服装は軽装にし、素材も吸湿性や通気性の良いものを選び、屋外で直射日光に当たる場合には帽子を着用するなどして暑さを防ぐこと。
- (5) 暑さへの耐性は個人差が大きいので、特に過去に熱中症を起こしたことがある者、肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者などは、運動を軽くするなどの配慮を行うこと。

また、発熱、下痢、疲労など体調不良の時は、無理に運動をしない・させないこと。

なお、熱中症の発生は気象状況が大きく関係するため、日本気象協会の熱中症予防情報や環境省の熱中症予防サイトなどにより情報収集に努めること。

(参考)

日本気象協会の熱中症予防情報

<http://www.n-tenki.jp/HeatDisorder/>

環境省：熱中症保健指導マニュアル

http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual.html

環境省：熱中症予防情報サイト（暑さ指数(WBGT)を用いた予防情報）

<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

※「運動部活動 Q&A・Ⅱ」は県教育委員会保健体育課ホームページに掲載

水泳等の事故防止について（通知）

〔教保体第245号〕
令和3年5月10日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒等の事故防止について、十分な準備と適切な対応をしていただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月26日付け3ス庁第116号においてスポーツ庁次長から別添（写）の通り通知がありました。

つきましては、別添通知（写）、下記事項及び参考資料、令和3年4月12日付け教保体第97号「学校の水泳授業における感染症対策について（通知）」を参考として、関係機関・団体と密接な協力のもとに地域の実情に即した適切な措置をとり、本年度の水泳等の事故防止の徹底を図るようお願いいたします。特に、緊急時にはAEDが確実に使用できるように万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下の学校（園）に周知くださるようお願いいたします。

記

1 学校水泳プールの管理の徹底

学校水泳プールについては、「学校プールの安全管理指針」（平成18年8月令和21年4月一部改訂 埼玉県教育委員会）、「プールの安全標準指針」（平成19年3月 文部科学省 国土交通省）における指導・改善・管理事項の徹底を図ること。

- (1) プール指導が始まるまでに、プールの水を全て抜くこと。
- (2) 排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図ること。
- (3) 排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造にすること。
- (4) プール使用時には、排（環）水口等について、日常からの安全点検及び確認を実施すること。
- (5) 水道使用量を毎日確認すること。

2 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

各学校では、研修等において全教職員で「事故発生時の緊急対応マニュアル」を確認し、事故の際にはそれに基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。

- (1) 心肺停止状態の疑いのある状況では、躊躇することなくAEDを使用すること。また、

心肺機能の回復が確認されるまで、AEDの音声指示に従うこと。

- (2) AEDの操作方法について、年度ごとに定期的な実技講習等を行い、全教職員が使用できるようにするとともに、生徒を含めた研修会も実施すること。
- (3) AEDの設置場所を全教職員及び児童生徒が把握するとともに、設置場所を表示し、外部の方にも分かるようにすること。
- (4) 定期的にAEDのバッテリー、消耗品(パッド等)の点検を行い、いつでも使用可能にしておくこと。
- (5) 事故発生時には、時系列に沿って、状況や対応を正確に把握し記録を残すこと。

3 スタート時の事故防止

プールにおける事故には、スタート時に、逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつける事故が発生していることを念頭に置き、適切な指導を行うこと。

- (1) 体育・保健体育の授業におけるスタートの指導については、学習指導要領に則して安全に配慮した慎重な指導を行うこと。(学習指導要領においては、小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導することとしていることを踏まえること。)
- (2) 部活動等においても、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、水深や水底の安全を確かめ、入水角に十分注意するなど、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。
- (3) 入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

4 安全な水泳等の実施

児童・生徒の発達の段階に応じた安全な指導を徹底すること。

- (1) バディシステムの活用を図り、教師の監視や指導の役割をはっきりさせて指導に当たるなど、安全について万全を尽くすこと。
なお、バディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。例えば、プールサイドで児童生徒が互いに手をつないだり、密着して座ったりすることはせず、適切な身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。
- (2) 水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

5 校(園)外における水泳実施上の留意点

- (1) 水泳場の選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。

- (2) 水泳場には、水泳区域標識、監視所、救急用具など事故防止のための施設・設備等を整えるとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。
- (3) 校外において、集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知徹底されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
- (4) 可能な限りAEDを用意し、緊急時には躊躇することなく使用すること。
- (5) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護策、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。
- (6) 幼児の水難事故も多く発生しているので、5(5)の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知徹底を図ること。

6 園児児童生徒の水難事故防止

児童生徒の水難事故が、特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあることを念頭に置き、適切な指導を行うこと。

- (1) 学校においては、水泳の事故防止に関する心得を十分指導すること。
- (2) PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- (3) 園児児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣付けること。

【参考資料】

- ・「学校における水泳事故防止必携(2018年改訂版)」(平成30年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei 2018/suiei 2018_0.pdf
- ・「水泳指導の手引(三訂版)」(平成26年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm
- ・「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」(平成26年3月 文部科学省)
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ・「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」(平成28年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」(平成28年3月 平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline_1.pdf

- ・「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」(平成30年4月24日消費者安全調査委員会)

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf

㊦ 水泳等の事故防止について (通知)

〔 3 ス庁第116号 〕
〔 令和3年4月26日 〕

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長
各公立高等学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

スポーツ庁次長
藤江陽子

新型コロナウイルス感染拡大防止については、引き続き政府や都道府県の方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくとともに、海開きやプール開設等の可否について十分ご検討いただき、水泳等を実施する場合には、地域の感染状況を踏まえ、感染拡大防止策を十分に講じた対応をお願いします。

(参考：厚生労働省 HP 新型コロナウイルスについて https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunituite/bunya/0000164708_00001.html#houshin)

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております(別添1, 2参照)。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)(別添3)を参考として、地域の实情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮をお願いします。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」にも留意願います。また、新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年4月9日付け事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」(スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課)を参照してください。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排(環)水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排(環)水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】

スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携 [2018年改訂版]」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/>